

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「单身赴任手当」の下に「及び転居手当」を加える。

第十五条中「百万六千円」を「百三万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分		報酬月額額
最高裁判所長官	一	二、一五八、〇〇〇円
最高裁判所判事	二	一、五七四、〇〇〇円
東京高等裁判所長官	一	一、五一〇、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官	二	一、三九九、〇〇〇円
	一	一、二六一、〇〇〇円
	二	一、一一〇、〇〇〇円

判 事 補							判 事					
七	六	五	四	三	二	一	八	七	六	五	四	三
号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号	号
三三三、三〇〇円	三五〇、五〇〇円	三六五、七〇〇円	三九四、七〇〇円	四一九、二〇〇円	四四〇、五〇〇円	四七五、四〇〇円	五六九、〇〇〇円	六二七、〇〇〇円	六八七、〇〇〇円	七五九、〇〇〇円	八七八、〇〇〇円	一、〇三六、〇〇〇円

八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号
四一九、二〇〇円	四四〇、五〇〇円	四七五、四〇〇円	四九三、五〇〇円	六二七、〇〇〇円	六八七、〇〇〇円	七五九、〇〇〇円	八七八、〇〇〇円	二八六、二〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二九六、四〇〇円	三〇五、二〇〇円	三三四、〇〇〇円

簡 易 裁 判 所 判 事								
九	十	十	十	十	十	十	十	十
号	号	号	号	号	号	号	号	号
三九四、七〇〇円	三六五、七〇〇円	三五〇、五〇〇円	三三三、三〇〇円	三二四、〇〇〇円	三〇五、二〇〇円	二九六、四〇〇円	二九〇、〇〇〇円	二八六、二〇〇円

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第九条第二項の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）第十五条及び別表の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。